

事業所名 グループホーム町屋
運営推進会議開催報告書

開催日時 2024年 4月 23日(火)

| 参 加 者 | 議 題 |
|-----------------|----------------|
| 利用者 0名 | ① 行事報告 |
| 利用者家族 0名 | ② 行事予定 |
| 地域住民の代表者 1名 | ③ 身体拘束適正化検討委員会 |
| 市職員 1名 | ④ 高齢者虐待防止検討委員会 |
| 地域包括支援センター職員 1名 | ⑤ 質疑応答 |
| 事業所 2名 | ⑥ 次回開催日 |

会 議 録

①行事報告

◆ひな祭り…3月5日の午後からおこしもの作りをしました。利用者様には、鯛、車、桃、のしの4種類の木型からお好きな物を選んでもらいました。好きな木型に、生地を詰め、色付けをしました。おやつ時に蒸し上がったおこしものへ砂糖醤油を付け、甘酒、ひなあられと一緒に提供しました。利用者様方も、「懐かしいね。」「昔は良く食べたね。」などのお話をされお召し上がり頂けました。(1・2号館)

◆花見…4月10日に1号館、4月11日に2号館が2号館中庭にて花見をしました。川沿いの満開の桜をご覧になりながら、お寿司を召し上がられました。花見では皆様、とても楽しそうなお様子でした。

◆誕生日会

② 行事予定

- ・5月 母の日、誕生日会、避難訓練
- ・6月 誕生日会、感染対策訓練

③身体拘束適正化検討委員会

検討内容：「転倒による身体拘束」

1. 転倒の原因

- 人間は加齢とともに筋肉の低下や歩行障害、視力の衰えなどの要因が重なり、バランスを保ちにくくなる。高齢者になるとこれらの要因に加え、病気や服薬によって転倒するリスクがさらに高まり思わぬ場所で事故が発生してしまうことがあり、寝たきりに繋がることもあるので十分な対策が必要。

2. ふらつき・歩行能力の低下による転倒

- 転倒は施設でよく起こる事故のひとつで、骨折や脳挫傷などの大きな事故に繋がり、後遺症によりその後の利用者の生活に大きな影響を与える。ここでは身体拘束の理由になりそうな重度の認知症で転倒リスクが高い利用者のふらつきや歩行の障害による転倒を検討。

◆身体面からのアプローチ

ふらつき、転倒は脳血管疾患やパーキンソン症状、視聴覚、睡眠薬、向精神薬などの身体的要因が絡むことがよくある。スタッフ全員が利用者の歩行能力、転倒リスク、過去の転倒履歴、その日の体調の変化など把握することが大切。また、薬の使用状況の把握、状態観察、医師などともまかく話し合う機会を持つことが大切。

◆心理面からのアプローチ

認知症の方は新しい環境になかなか順応できない。短期入所や入所当時には不慣れな部屋の配置や器材、迷子や混乱による転倒事故の確率も高くなる。最初にリスクアセスメントをしっかり行い、担当を決め、観察・ケアを十分に行い事故は未然に防ぐ必要があり、不安や混乱をやわらげ落ち着かせるようなかわりが大切。

◆サービスの見直し

歩行の理由となる事柄へケアが十分か考える。ケア方法は、寝かせ切りや座らせきりにせず、起こして心身を刺激し覚醒させることが基本。危険だからといって、すぐに車いすを使うと、筋力や関節の動き、骨の強さやバランス感覚など基本的な能力が低下しリスクが増加する。距離や目的を良く踏まえ、安全と疲れすぎに配慮し、残存機能を使って生活してもらう。適切な活動や運動量が確保されれば、身体機能は維持され、夜間の不安や徘徊が減り、転倒のリスクが少なくなる。

3. 転倒のアセスメントと対策

- 転倒を防ぐ為には極論「動かない」事。しかし当然のことながら、歩けなくなるほどの薬の過剰摂取、ベッドや車いすなどに縛ることなどはその人の自由を奪ってしまうことがあり、「身体拘束」となる。動かなければ身体機能は低下、「動きたい」という気持ちを抑制することはその人らしさを奪い、認知症の進行を悪化させる事に繋がる。
- 利用者の状態に対するスタッフの理解、障害や危険物に対するスタッフの注意力を高め、ケアプランで共通認識される。そのうえでどう連携して組織的に取り組むかで転倒事故の結果は定期的に左右される。永遠の課題として諦めず、見守り、注意のための役割や位置取りスタッフの作業手順や場所の工夫をよく考え対応すれば発生率を減らす事が出来る。
- 転倒の形態として、衝突、つまずき、引っかかり、滑り、踏み外し、物への寄りかかり、物と共に転倒する、など他のとの関係で転倒する事が多くある。これらの原因となる物品を片付け、チェックなど安全な環境を作る努力・緊張を常に持ち続けることが大切。
- 事故報告書、ヒヤリハット報告は、小さなことでも必ず記入・提出し、スタッフ全員へすぐにフィードバックし、いつも新しい情報と対応策が共有される必要がある。

④高齢者虐待防止検討委員会

検討内容：「高齢者の人権」

1.人権とは

- 「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれ幸福を追求する権利」「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながら持つ権利」。

2.人権が侵害された疑いのある事件

- 平成24年では、法務局・地方法務局が扱った人権侵害事件・救済手続きをした件数が約2万3000件で、内訳が5件に1件が「暴行・虐待」であり、その被害者の8割以上を女性や児童、高齢者、障害者が占めている。近年見聞きすることの多い女性（DV・セクハラ・職場での差別待遇など）や児童（いじめ・体罰・虐待・売春など）以外にも、高齢者社会への進行によって急増する高齢者や、国内に700万以上とされる障害者の方々への人権侵害も問題になっている。

3.高齢者の人権侵害とは

- 社会の機会損失

「もうそんなに頑張らなくても」「年寄りの出る幕じゃない」と、年齢を理由に働く事や社会参加の機会を奪う事は人権の侵害といえる。

- 高齢者を狙った被害

金融商品などの契約トラブルに巻き込まれる事や、悪徳商法の犠牲になるなどの問題が増えている。

- 虐待

介護が必要な高齢者に対し、介護する人が介護に伴う疲労

やストレスから虐待を行う問題が生じている。

⑤ 質疑応答

瀬戸市役所 高齢福祉課様

- 4月10日の花見はちょうど満開でしたね。利用者と一緒に写真に写っているのはスタッフですか？
→一緒にいるのはスタッフです。コロナ禍でこういった行事が開催しにくかったですが、利用者様も楽しんでもらえて良かったです。
- 市役所に提出される事故報告書で転倒の事故理由が他入居者を見ていたためなどのコメントをいろいろな施設でよく見ます。こちらでは、見守りの問題点等はありませんか？
→過去には、他の利用者様を介助中に居室内、トイレ内で転倒がありました。見守りを行っていてもなかなか防げない事故もあります。現在も、介助が重なった時は、転倒リスクなどの優先順位を考え、少しでも転倒事故が減らせたらと思います。
- 人権侵害の項目で悪徳商法などの金銭トラブルがあるということですが、身近でそのような被害にあわれた方はいますか？
→悪徳商法ではありませんが、以前、ご家族様から伺った話だと以前入居される前に利用者様が近隣の住民にお金を配っていたことがあってトラブルになっと聞いたことがあります。

地域住民の方

実際に人権侵害に侵されている高齢者を発見した場合はどのようにしたらいいですか？

→瀬戸市役所内に地域支援係に連絡して下さい。地域包括支援センターなどと問題解決に向けて取り組みます。

⑥ 次回開催日

2024年6月25日（火） 14:00～